

令和7年度  
保健事業広報（YouTube 広告）業務委託  
仕様書

神奈川県後期高齢者医療広域連合

企画課

## 令和7年度保健事業広報（YouTube 広告）業務委託仕様書

令和7年度保健事業広報（YouTube 広告）業務（以下「本業務」という。）の委託については、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）の定める契約約款、業務委託契約書および本仕様書の定めるところによる。

### 1 概要

甲が実施する令和7年度保健事業の歯科健康診査に係る受診勧奨広告動画を作成し、Google LLC が運営する YouTube 広告として配信、運用代行、分析、結果報告を行う。

### 2 契約期間

令和7年8月13日から令和7年12月26日まで

### 3 履行場所

業務委託受託者（以下「乙」という。）所在地および YouTube 内プラットフォーム

### 4 動画作成本数

1本

### 5 動画内容

#### （1）動画視聴によって期待する効果

後期高齢者が歯科健康診査の受診が自分に必要であると思い、自発的に受診したくなる。

#### （2）仕様

インストリーム広告（スキップあり）で広告する。再生時間は、15秒から25秒以内とする。画面は、乙が用意したアニメーションまたは静止画（フリー素材を使用する。また、協議によっては一部にアニメーションを使用することとする。）を使用する。音声ありとする。

#### （3）想定視聴対象者

神奈川県内在住の神奈川県後期高齢者医療被保険者のうち前年度75歳到達者

#### （4）その他

ア 動画の画面、ストーリーおよび音声等は、後期高齢者の認知機能を考慮し、後期高齢者が理解できる動画となるよう極力配慮する。

イ 完成した動画は「13 著作権の取扱い」のとおりとし、甲が YouTube 広告以外の用途でも使用できるものとする。

## 6 広告配信期間

令和7年10月1日から令和7年11月30日まで

## 7 業務内容詳細

### (1) 企画立案

乙は、動画作成、掲載、分析および結果報告にわたる全体のスケジュールを甲に提案し、甲が承認したものに従い、本業務を実施する。動画内容については、「5 動画内容」、甲があらかじめ提示する動画の主旨、コンセプトおよびイメージ等を基に、乙が提案したものについて協議する。甲乙十分な協議を行ったうえで動画内容を決定する。

### (2) 動画作成

乙は7(1)企画立案に基づき動画を作成する。甲の求めに応じ、乙は必要十分な校正確認(最低2回)を行う。

### (3) YouTube 広告配信

「6 広告配信期間」のとおり広告を配信する。効果的な広告方法は甲乙協議の上決定する。

### (4) 分析

乙は配信された広告について、視聴回数、視聴者の性別、年代等判明する限りの属性および視聴時間帯等、配信によって判明したデータを集計および分析する。

### (5) 結果報告

乙は7(4)分析の結果を分かりやすい資料にまとめ、甲に報告する。報告は、10月末までの結果(11月上旬)、配信期間終了後(12月上旬)の2回行う。書面のほか、必要に応じて口頭報告を行う。また、甲の求めに応じて、乙は適宜結果報告からの効果的な広告改善提案を行う。

## 8 誘導先WEBページ

神奈川県後期高齢者医療広域連合公式ウェブサイト 歯科健康診査

<https://www.union.kanagawa.lg.jp/1000011/1000646.html>

9 最低目標視聴回数（完全視聴またはクリック回数）

133,000回／月 以上

10 契約方法

単価契約とし、「11 委託料の支払い」のとおり支払う。

11 委託料の支払い

- (1) 乙は業務完了後、甲へ書面および成果物の提出をもって業務の完了を報告し、甲の検査に合格した場合、甲の指示に従って委託料の支払いを請求する。
- (2) 消費税および地方消費税率は、本契約の完成および引渡日における税率によるものとする。
- (3) 設計内訳書のうち予定数量を超えた場合の広告費の支払いについては、甲乙協議の上決定する。

12 契約不適合責任

契約約款（第12条および第13条）のとおりとする。

13 著作権の取扱い

- (1) 本業務に係る一切の著作権（著作権法第27条および第28条で定める権利を含む）は、甲に帰属するものとする。
- (2) 乙は著作者人格権について行使しないものとする。
- (3) 乙は甲に対して、本業務において第3者の著作権、知的財産権およびその他権利について侵害しないことを保証する。

14 その他事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。
- (2) 成果物の作成について特許等がある場合は、乙がその使用許諾等の責任を負うこととする。
- (3) 本業務に係る打ち合わせおよび報告等を甲が求めた場合、乙は特段の理由なくこれを拒んではならない。また、甲が公表しているまたは認めたもの以外の本業務で知り得た情報を、乙は第3者に漏らしてはならない。